

静岡銀行カードローン セレカ規定(当座貸越規定)

借主は静岡銀行カード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静岡銀行カード株式会社と新生フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）の保証に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）インターネット支店（以下「当店」という）と静岡銀行カードローン セレカに係る当座貸越取引（以下「本取引」という）を行うことについて次の条項を約定します。

第1条 (取引方法)

- 本取引は、カードおよび現金自動預入支機構（現金自動支払機を含む。以下「CD・ATM」という）を使用する当座貸越、当店専用のインターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」という）により当座普通預金口座への振替取引を行う当座貸越（以下、本取引の対象となる普通預金口座を「指定預金口座」という）、または銀行所定の方法による届出により借主が指定した銀行における借主名義の普通預金口座への振込を受けることによる当座貸越（ただし初回借入のみ）により行うものとし、
- 本取引に基づく当座貸越金の返済は、第5条および第6条に基づき、毎月10日を約定返済日とする定例返済と、カードおよびCD・ATM、またはインターネットバンキングを使用して任意の金額を随時返済できる随時返済により行うものとし、
- 借主は、本取引を行う契約内容、借入明細等の事項をインターネットバンキングから確認するものとし、
- 本取引は、銀行窓口で行うことはできません。但し、銀行CD・ATMが停電、故障等、借主の責に帰すべき事由によらず利用できない場合に限り、CD・ATMの使用にかえ、銀行国内本支店において、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額を記入し、カードとともに窓口へ提出することにより本取引を行うこともできるものとし、
- 本取引では、小切手・手形の振出し、あるいは引受けをしないものとし、
- カードおよびCD・ATMの取扱いについては、銀行所定の静岡銀行セレカ ローンカード規定によるものとし、
- 本取引に基づく当座貸越金は、事業資金に使用することはできません。

第2条 (貸越極度額)

- 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下「決定貸越極度額」という）は、本取引開始当初においては、1,000万円の範囲内で銀行が決定します。借主はインターネットバンキングの「カードローン契約内容照会」にて決定貸越極度額等の契約内容を確認するものとし、
- 決定貸越極度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により、事前に借主に通知することにより、1,000万円の範囲内で増額または減額することができるものとし、ただし、増額について、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
- 決定貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合には借主は銀行から請求があり次第に決定貸越極度額を超える金額を支払うものとし、
- 決定貸越極度額について、借主から変更申込があった場合、銀行にて審査のうえ保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はそれに従うものとし、

第3条 (取引期限)

- 本取引の期限は、契約日の2年後の応当日が属する月の月末までとします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に2年間延長されるものとし、以降も同様とします。なお、借主の年齢が満70歳を超えた場合は、取引期限を延長しないものとし、
- 銀行から期限を延長しない旨の申し出があった場合は、次のとおりとします。
 - 期限の到来により本取引は終了します。
 - 第5条の定めにかかわらず、借主は期限までに当座貸越元金全額を返済するものとし、
 - カードは、期限の到来後直ちに当店に返却するものとし、

第4条 (利率・損害金等)

- 当座貸越金の利息（保証料を含む）は、前月の約定返済日から当月の約定返済日前日までの最終当座貸越残高について、付利単位を100円とし、次項で定める利率を用いて1年を365日とする日割計算にて算出します。利息は約定返済日に当座貸越元金に自動的に組み入れるものとし、
- 利率は決定貸越極度額に応じ次のとおりとします。借主はインターネットバンキングの「カードローン契約内容照会」にて利率を確認するものとし、

決定貸越極度額	利率
1,000万円	年 1.50%
900万円超 900万円以下の場合	年 2.0%
800万円超 900万円以下の場合	年 3.0%
700万円超 800万円以下の場合	年 3.5%
600万円超 700万円以下の場合	
500万円超 600万円以下の場合	年 4.0%
400万円超 500万円以下の場合	
300万円超 400万円以下の場合	年 7.0%
200万円超 300万円以下の場合	年 9.0%
100万円超 200万円以下の場合	年 12.0%
100万円以下の場合	年 14.5%

- 第2条第2項により、決定貸越極度額が変更となったことにより利率も変更となる場合、利率は当店が決定貸越極度額の変更手続きを行った当日から適用されるものとし、
- 前二項の利率は、金融情勢の変化その他の相当の事由がある場合には、銀行が、一般的に合理的と認められる範囲のものに変更することができるものとし、
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は1.50%（年365日の日割計算）とします。

第5条 (定例返済)

- 本取引に基づく当座貸越金は、前月末現在の貸越残高に、次のとおり返済するものとし、
- 本条による返済は自動引き落としによるものとし、この場合、借主は毎月約定返済日の前日までに指定預金口座に返済相当額以上の金額を預入するものとし、第3項に定める約定返済金額を指定預金口座から引落とすうえ返済にあてるものとし、
 - 前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとし、
 - 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延するものとし、

前月末日現在の貸越残高	約定返済金額
2千円未満の場合	前月末日現在の貸越残高
2千円以上 10万円以下の場合	2千円
10万円超 30万円以下の場合	5千円
30万円超 50万円以下の場合	1万円
50万円超 100万円以下の場合	2万円
100万円超 150万円以下の場合	3万円
150万円超 200万円以下の場合	4万円
200万円超 250万円以下の場合	5万円
250万円超 600万円以下の場合	6万円
600万円超 700万円以下の場合	6万5千円
700万円超 800万円以下の場合	7万円
800万円超 900万円以下の場合	7万5千円
900万円超の場合	8万円

第6条 (随時返済)

- 前条に定める定例返済（以下「定例返済」という）のほか随時に任意の金額を返済できるものとし、
- 前項の随時返済は、カードおよびCD・ATM、またはインターネットバンキングを使用して当座貸越口座へ直接入金することによって行うものとし、ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとし、
- 定例返済が遅延している場合の当座貸越口座への入金については、まず定例返済の遅延金額に充当し、残額を随時返済するものとし、この場合遅延している定例返済金額に対する不足額に満たない金額の入金は行うことができないものとし、

第7条 (期限の利益の喪失)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知旨等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとし、
 - 第5条に定める債務の返済を遅延し、翌々月の約定返済日または返済期日においても返済しなかったとき。
 - 支払の停止、滞納処分、破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 手交換所の取引停止処分または電子債権記録機関の支払停止処分を受けたとき。
 - 借主の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明となつたとき。

- 第6条に定める定例返済（以下「定例返済」という）のほか随時に任意の金額を返済できるものとし、
- 前項の随時返済は、カードおよびCD・ATM、またはインターネットバンキングを使用して当座貸越口座へ直接入金することによって行うものとし、ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとし、
- 定例返済が遅延している場合の当座貸越口座への入金については、まず定例返済の遅延金額に充当し、残額を随時返済するものとし、この場合遅延している定例返済金額に対する不足額に満たない金額の入金は行うことができないものとし、

第8条 (債権回収会社への委託および債権譲渡)

借主は、銀行が債権の管理回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第216号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に委託することについて何ら異議を述べません。また、借主は銀行の都合および債権を第三者に譲渡することについても何ら異議を述べません。

第9条 (反社会的勢力の排除)

- （反社会的、现实的、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合は、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行にならぬ請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第10条 (貸越の中止)

- 第5条に定める返済が遅延している場合または前三条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、借主は新たな貸越を受けることができません。また、前項のほか銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、銀行の債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行は新たな貸越を中止することができるものとし、

第11条 (解約)

- 借主はいつでも本取引を解約することができるものとし、この場合、借主は銀行所定の書面により当店に通知し、直ちに本取引によるいっさいの債務を返済するものとし、
- 第7条の各号および第9条の事由があるときは、銀行は本取引を解約することができるものとし、なお、借主が初回の借入時に借主が指定する銀行口座への振込による借入を指定したにも関わらず、本取引に係るカードが郵便不着、受取拒否等により当店に返却されなかった場合、当店は本取引を解約するものとし、
- 前二項により本取引が解約された場合は、借主は直ちにカードを返却するものとし、

第12条 (銀行からの相殺)

- 借主が本取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行は貸越元金等と借主の預金その他の銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとし、
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略して預金その他諸預金を払戻し、本取引の債務の返済に充当することができるとし、この場合、借主は借主に對して充当した結果を通知します。
- 前二項によって銀行が相殺等をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定の定めによるものとし、ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割りで計算します。

第13条 (借主からの相殺)

- 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の3銀行営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとし、
- 前二項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の前日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、

第14条 (債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとし、
- 借主が返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとし、
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債務保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 本条第2項なお書きまたは前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条 (代わり証書等の差し入れ)

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとし、

第16条 (費用の負担)

本取引にかかる銀行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとし、

第17条 (届出事項の変更等)

- 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行所定の方法により届け出るものとし、
- 借主が前項の届出を怠ったために、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送付した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第18条 (成年後見人等の届け出)

- 家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとし、
- 家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとし、
- すでに借主について補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様に届け出るものとし、
- 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとし、
- 前四項の届出の前に借主に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き銀行は責任を負わないものとし、

第19条 (報告および調査)

- 銀行が債権保全上必要と認め請求した場合は、借主は自己の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとし、
- 借主は自己の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとし、

第20条 (規定の変更)

- この規定を変更する場合、変更の内容は、あらかじめ当店の専用ホームページに掲載するものとし、
- この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

第21条 (合意管轄)

本取引にかんする訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第22条 (個人情報取扱にかんする同意)

個人情報の取扱いにかんする同意については、銀行が別途定める「個人情報にかんする同意」によるものとし、